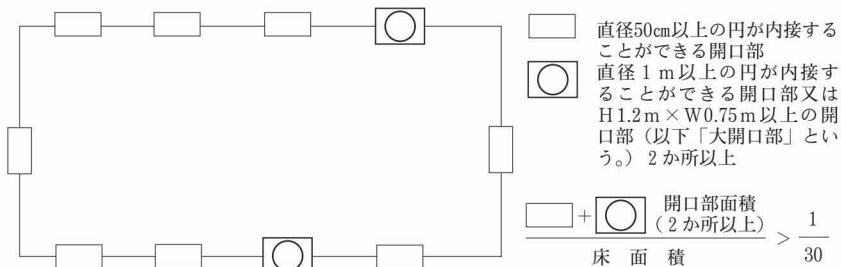


① I 第3 無窓階・普通階の判定基準

第3 無窓階・普通階の判定基準

3.1 無窓階・普通階の定義（規則5の3）

(1) 10階以下の階 次に適合する階は普通階、不適合の階は無窓階



3.1 図1

ア 床面から開口部下端までの高さは1.2m以内であること。

イ 開口部は、道又は道に通じる幅員1m以上の通路その他の空地（以下「通路等」という。）に面していること。

ウ 開口部は、内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できること。

エ 開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されていること。

(2) 11階以上の階については、3.1 図1 と前記(1)イは適用されない。他は(1)と同じ。

3.2 開口部の種別ごとの適否

(1) 窓

3.2 表1

種別	クレセント、ネジしまり、錠付							施錠装置なし	
	普通ガラス等			線入りガラス	網入りガラス			普通ガラス	線入り、網入り、強化ガラス等
	フロート板ガラス等		強化ガラス等		厚さ6.8mm以下	厚さ10mm以下	厚さ10mm超える		
	6mm以下	6mm超える	5mm以下						
はめごろし窓 (FIX)	△	×	△	×	×	×	△	○	
片引き窓・引違い窓	○	○	○	○	○	△	×	○	○

① I 第3 無窓階・普通階の判定基準

片開き窓・ 両開き窓	○	○	○	○	○	△	×	○	○
回転窓	○	○	○	○	○	△	×	○	○


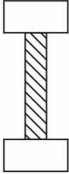



注1 回転窓は、たて軸、よこ軸、突出し、すべり出し窓を含む。

注2 「施錠装置なし」には、内外から開放できるクレセント付きのものを含む。


注3 △は、避難階に設けられたもの又は2階以上の階で、注5の基準に適合する足場のあるものに限る。

注4 ペアガラス又は二重サッシ及び合わせガラスの適否（3.2表2参照）

3.2 表2

	種	別	適 否
(1)		ペアガラス (内部ガラス及び外部ガラスとも普通ガラス)	内部ガラス及び外部ガラスそれぞれについて3.2表1に適合する場合は適
(2)		ペアガラス (内部ガラス及び外部ガラスとも普通ガラス)に スチールブラインドを組み込んだもの	同 上
(3)		ペアガラス (内部ガラス又は外部ガラスが網入りガラス)	同 上
(4)		二重サッシ (内部建具及び外部建具とも普通ガラス)	同 上
(5)		二重サッシ (内部建具又は外部建具が網入りガラス)	同 上

① I 第3 無窓階・普通階の判定基準

(6)		<p>合わせガラス</p>	<p>(H19. 3. 27消防予111) 第2に該当するものは適(以下のもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●規則第5条の3(第2項第3号後段を除く。)の規定に適合する以下のものは、避難上又は消火活動上有効な開口部として取り扱って差し支えない。 <p>①フロート板ガラス6mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス6mm以下の合わせガラス</p> <p>②網入り板ガラス6.8mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス5mm以下の合わせガラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●外部にバルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられている場合であって、規則第5条の3(第2項第3号後段を除く。)の規定に適合する以下のものは、避難上又は消火活動上有効な開口部として取り扱って差し支えない。 <p>①フロート板ガラス5mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス5mm以下の合わせガラス</p> <p>②網入り板ガラス6.8mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス6mm以下の合わせガラス</p> <p>③フロート板ガラス3mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス4mm以下の合わせガラス</p> <p>※合わせガラスのはめごろし窓については規則第5条の3に規定する開口部として取り扱わない。</p> <p>※クレセントやレバーハンドル自体に鍵付きとなっている等の特殊なものについては本ガイドラインを適用せず、個別に判断すること。</p>
-----	---	---------------	---

凡例 ————— 普通ガラス ————— 網入りガラス

注5 足場の基準

- (1) 構造：木造以外であること。(準耐火構造可) ※バルコニーの床材は塩化ビニールでもよい。
- (2) 強度：1,800N/㎡以上の荷重に耐えられること。
- (3) 勾配：30分の1以下であること。
- (4) 面積：奥行0.6m以上、間口は窓の全幅以上（最小1m以上）であること。(引違いの場合、両面の全幅である。)
- (5) 空地：足場の前面又は側面は、道又は道に通じる幅員1m以上の通路等に面していること。
- (6) その他：転落防止策が講じられていること。(高さは、足がかりを含め1.1m以上1.3m以下であること。)

注6 3.2表1に記載のない開口部のガラス窓については、「合わせガラスに係る破壊試験ガイドラインの策定及び無窓階の判定等運用上の留意事項について（通知）」(H19.3.27消防予111)中の破壊試験により、一部破壊し外部から開放できることが確認できた場合、有効開口部と取り扱うことができる。

(2) 出入口戸

(○は有効開口部, △は条件を満たした場合有効開口部)

戸の種類別		施錠装置なし	シリンダー、ネジしまり、ラッチ等施錠装置付		
1	片開き	○	△	避難階、屋外階段等（前記(1)注5足場の基準参照）に面して設けられたものであること。 屋内からは、鍵（キー）を用いなくて開放できること。(サムターン等) 自動式ドアは停電時に屋内外から手動開放できるものであること。 鋼製等の扉の場合、無人時に外部に南京錠等容易に破壊できる施錠方法のもの又はガラス小窓を局部破壊しサムターン等を開錠できるもの（H14.9.30消防予281）及び水圧開錠装置のついたものは可	
2	両開き	○	△		
3	引き	○	△		
4	引き違い	○	△		
5	引き分け	○	△		
6	自由	○	△		
7	折りたたみ	○	△		
8	吊り	○	△		
9	アコーディオン	○	△		
10	回転	○	△		
11	軽量シャッター	防火戸以外 厚さ0.8mm 未滿	○	△	避難階又は足場の基準に適合する場所に面していること。(手動式のみ)
		厚さ0.8mm 以上又は防火戸	○	△	自火報又は煙感知器連動解錠、屋内外から手動又は電動開放装置（非常電源付）がついているもの。
12	重量シャッター オーバーハングドア オーバースライディング ドア	注9 △	△	屋内から手動又は電動により開放でき、屋外からは次のいずれかにより開放できるもの。 ア 屋外から水圧により解錠し、手動又は電動開放装置により開放できるもの。 イ 屋外から水圧により開放できるもの。 ウ 屋外から水圧により電動開放スイッチを作動させ開放するもの。	

① I 第3 無窓階・普通階の判定基準

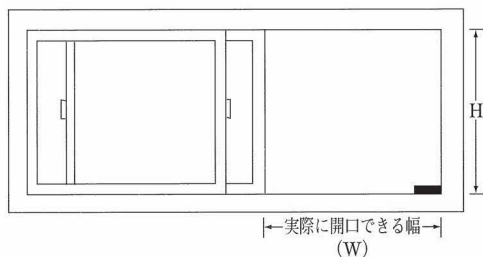
13 バイブシャッター	△	△	11, 12の例による。
-------------	---	---	--------------

- 注1 電動開放装置には、非常電源が付いていること。
 注2 水圧開放装置等は、原則として(一財)日本消防設備安全センターの性能評定品であること。
 注3 避難階に設けられたものであること。
 注4 電動機は、不燃材料(普通・線入りガラス、アルミを除く。)で耐熱カバーされていること。
 注5 起動回路は耐熱配線、非常電源回路は耐火配線であること。
 注6 屋外に設ける起動装置の保護板は、鍵を用いなくても容易に打ち壊すことができるものであること。
 注7 送水口の高さは、床面又は地盤面から0.5m以上1.0m以下に設けること。
 注8 水圧開放装置は、雨水、積雪による凍結防止措置を努めて講じること。
 注9 施錠装置のない重量シャッター等は、屋内・外から手で容易に開放できるもの又は電動開放装置で開放できるものであること(非常電源付)。

(3) 有効開口面積等の判断(原則最大限に開いた状態における開口部の開放部分の面積で判断する S 48. 10. 23消防予140・消防安42)

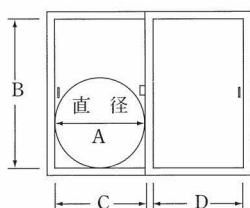
ア 開口部の有効開口面積は、次による。 $H \times W$

(ア)



3. 2 図1

(イ) 普通ガラス6mm以下で、避難階又は2階以上の階で足場の基準に適合する引違い戸(個々にはめごろし窓の有効開口部として見なすことができる場合 S 57. 5. 8 消防予102)



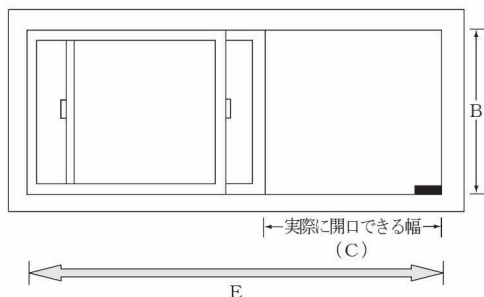
有効開口
 $(B \times C) + (B \times D)$

* ただし、開口部の個数は1とする。

* Aは3. 1(1)によること。

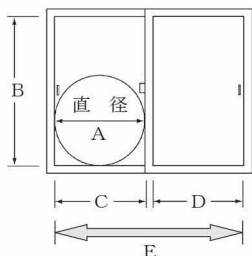
3. 2 図1-2

(ウ) 普通ガラス 6 mm以下で、避難階に限る場合



3.2 図1-3

(エ) 普通ガラス 6 mm以下で、避難階に限る場合



有効開口
($B \times C$) + ($B \times D$)

* ただし、開口部の個数は1とする。

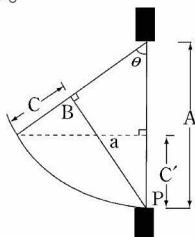
* Aは3.1(1)によること。

3.2 図1-4

(ウ)、(エ)ともに引違いの各々のガラス窓がそれぞれ直径0.5m又は1mの円が内接できる場合には開口部の面積を $B \times E$ として差し支えない。
(S57. 5. 8 消防予103)

イ 突出し窓、回転窓の有効寸法(高さ)は、 $A(1 - \cos \theta)$ による。窓枠P点からT定規等により開放した窓に直角に線aを引き、交点Bから先端までのCが有効寸法となる。

また、 $C = C'$ である。

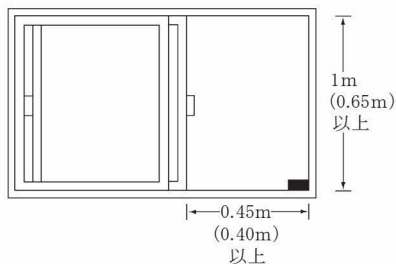


3.2 図2

① I 第3 無窓階・普通階の判定基準

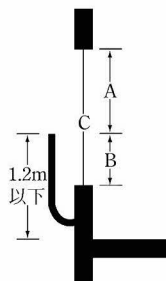
ウ 3.2 図3の寸法の開口部は、「……直径0.5m以上の円が内接することができる開口部」とみなす。(S50.6.16消防安65)

注 ()内は、避難階又はバルコニー等の足場がある場合の寸法とする。



3.2 図3

エ 転落防止柵が設けられている場合のCの開口部の有効寸法（高さ）は、Aの寸法による。



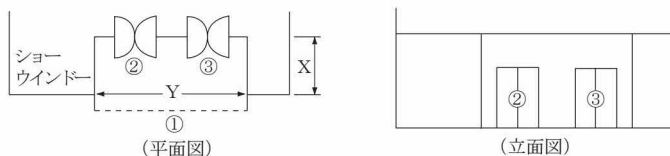
3.2 図4

オ バルコニー等に面した開口部（C部分）で、次の(ア)から(エ)までに該当するものは、有効開口部の対象とする。

- (ア) Aは、1m以上の空間があること。
- (イ) Bは足がかりを含めて1.1m以上1.3m以下であること。
- (ウ) Wは、有効幅員0.6m以上であること。
- (エ) その他足場の基準によること。

① I 第3 無窓階・普通階の判定基準

ク シャッター等とその他の戸が二重に設けられた場合の開口部の面積及び数の取り扱い



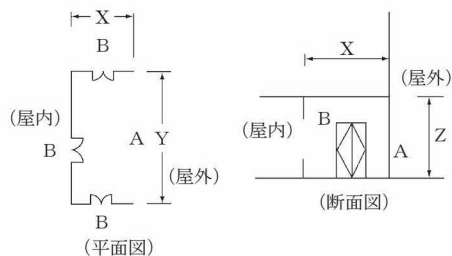
3.2 図8

注1 $X \leq 1.5Y$ の場合、①又は(②+③)の開口部面積のうち条件の悪い方を採用する。

$X > 1.5Y$ の場合、①の開口を有効開口部とする。

注2 シャッター等は、前記(2)の出入口戸の基準に適合するものであること。

ケ ピロティ等(床面積に含まれない部分)に面した開口部の面積及び数の取り扱い



$X \leq 1.5Y$ の場合

A又はBの合計の開口部面積のうち条件の悪い方を採用する。

$X > 1.5Y$ の場合

Aの開口を有効開口部とする。

なお、B部分を有効開口部とする場合は、Zが2m以上でA部分にシャッター等の建具がないこと

* 基準床面積の算定にあたっては通路部分の面積を含めない。

3.2 図9

3.3 幅員1m以上の通路その他の空地とみなすことができる部分

(1) 次のいずれかに該当する部分は、規則5条の3②(2)の「……幅員1m以上の通路その他の空地……」にみなす。

ア 3.3 図1 Cの部分

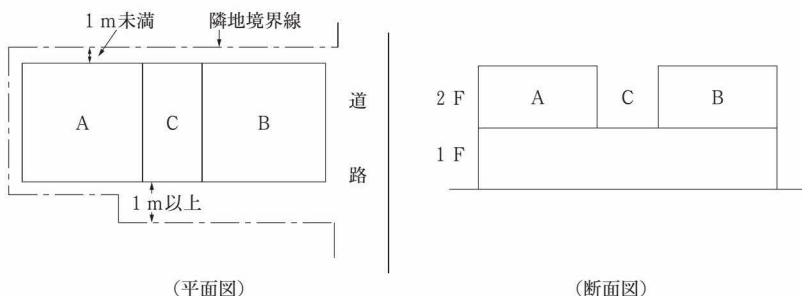
(ア) A B間の有効幅員は、2m以上であること。

(イ) C部分を通りA、B間を往来できること。

(ウ) C部分の1面は、幅1m以上の通路に面していること。

(エ) 有効開口部分は、A、Bに平均して設けること。

① I 第3 無窓階・普通階の判定基準



(平面図)

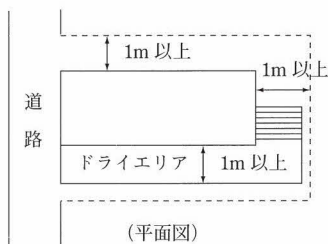
(断面図)

注 C部分に屋根を設けた場合は適用しない。

3.3 図1

イ ドライエリアに面する場合の判定

- (ア) ドライエリア等の有効幅員は、1 m以上であること。
- (イ) ドライエリア等には、地上からその低部に降りるための傾斜路、階段又は固定はしご等（以下「傾斜路等」という。）が設置されていること。
ただし、ドライエリア等の長さが30mを超える場合は両端に傾斜路等を設けること。
- (ウ) 傾斜路等は、幅1 m以上の通路に面していること。

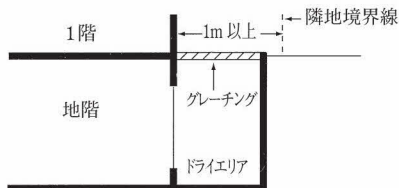


(平面図)

3.3 図2

ウ ドライエリアに設けられた転落防止足場

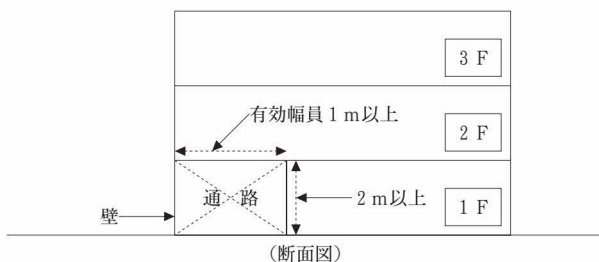
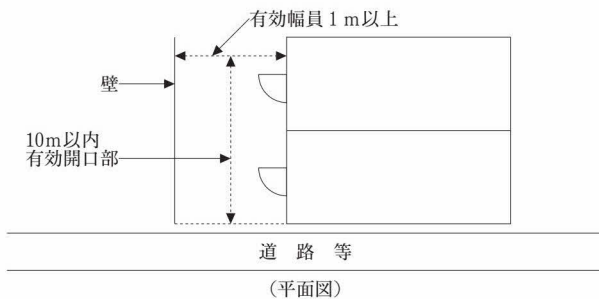
- (ア) グレーチングの強度等は、足場の基準に適合すること。



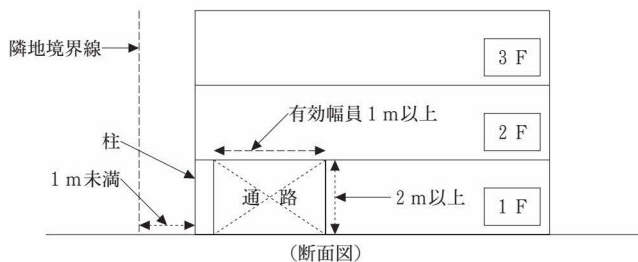
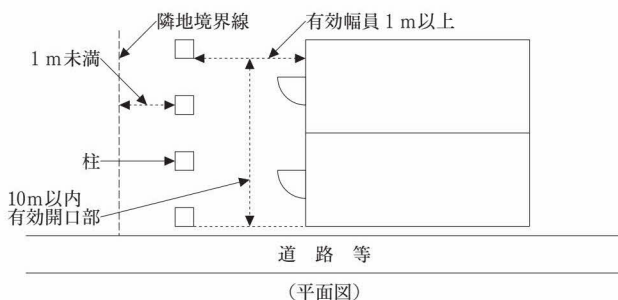
3.3 図3

① I 第3 無窓階・普通階の判定基準

エ 建物内の通路

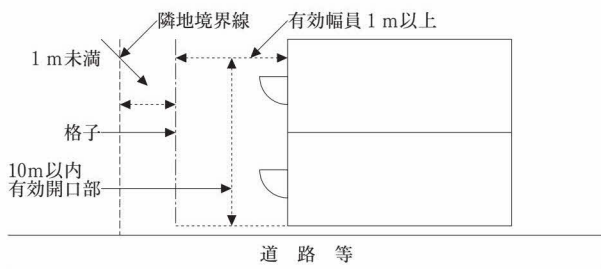


3.3 図4

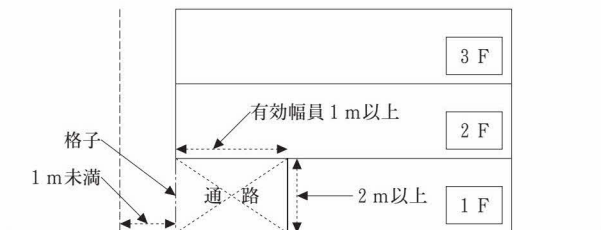


3.3 図5

① I 第3 無窓階・普通階の判定基準



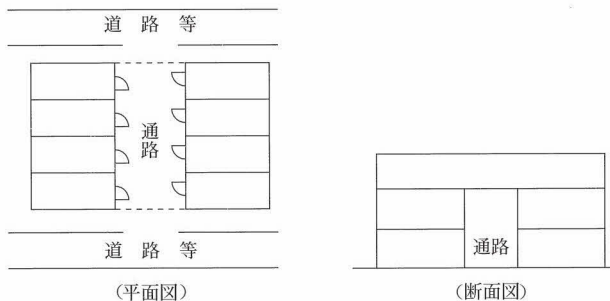
(平面図)



(断面図)

3.3 図6

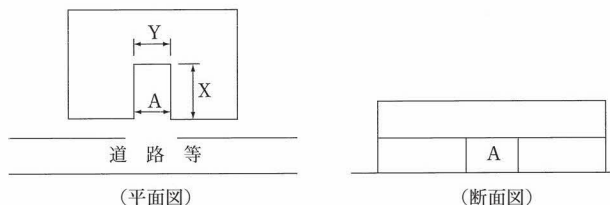
- (ア) 有効と認められる開口部は、通路の10m以下の部分とする。
- (イ) 通路の有効幅員は1m以上、高さは2m以上であること。
- (ウ) 通路から道路への出入りに戸を設ける場合は3.4による。
- (エ) 3.3 図7の場合、次によること。
 - a 有効と認められる開口部は、通路の両端から10m以下の部分とする。
 - b 通路の有効幅員及び高さは2m以上であること。
 - c 通路から道路への出入りに戸を設ける場合は3.4による。



3.3 図7

① I 第3 無窓階・普通階の判定基準

(オ) 一面のみ開放の場合 ($X > 1.5Y$)

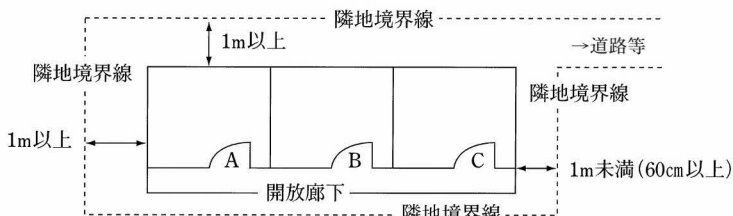


3.3 図8

有効な開口部は、A部分となる。

オ 開放廊下

- (ア) 開放廊下の一の端部が幅1m以上の通路に面していること。
- (イ) 上記の通路等に面している部分には、高さが1m以上、かつ、当該開放廊下の幅以上の開放部が設けられていること。
- (ウ) 有効開口部は、開放廊下に面する開口部(A、B及びC)とする。



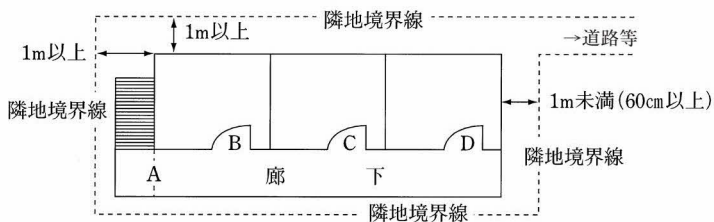
3.3 図9

※ 開放廊下…ここでいう開放廊下とは次のとおり。

吹きさらしの廊下→外気に有効に開放されている部分の高さが、1.1m以上であり、かつ、天井の高さの2分の1以上である廊下(S61.4.30建設省住指発第115号)

カ 階段に接続している廊下等

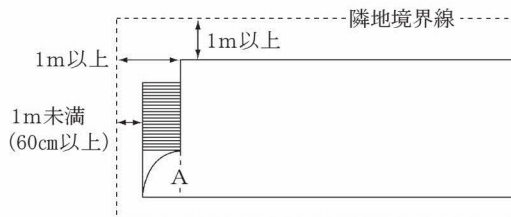
- (ア) 階段に接続している廊下
 - a 階段は屋外階段であること。
 - b 階段の構造は鉄骨造であること。
 - c 階段の昇り口は、幅1m以上の通路等に面していること。
 - d 有効開口部は、屋外階段と廊下の接続部分Aとする。
 - e 開放廊下の場合、開放廊下に面する開口部(B、C及びD)とする。



3.3 図10

(イ) 階段に接続している踊り場

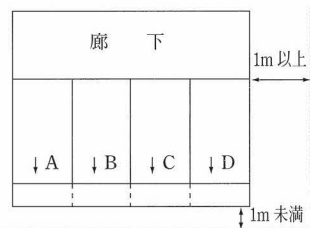
- a (ア) a から c に同じ。
- b 有効開口部は、Aの部分とする。



3.3 図11

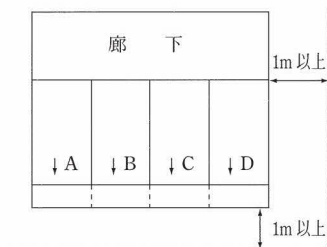
キ バルコニー・ひさし

- (ア) バルコニーの構造は、足場の基準に適合するものであること。
- (イ) バルコニーの一端のみが幅1m以上の通路等に面している場合は、仕切板までを有効開口部とみる。



Dのみ有効

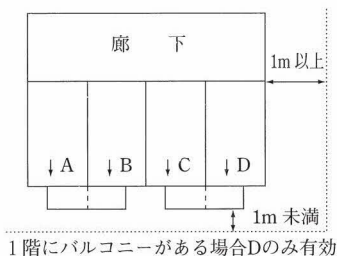
3.3 図12



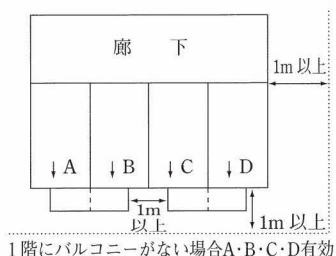
A・B・C・D有効

3.3 図13

① I 第3 無窓階・普通階の判定基準



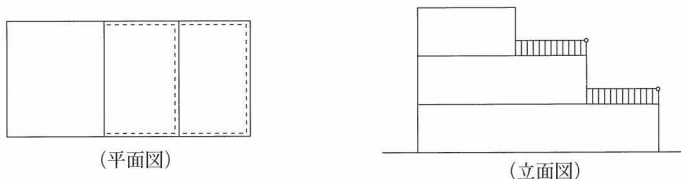
3.3 図14



3.3 図15

ク 建築物の屋上部分

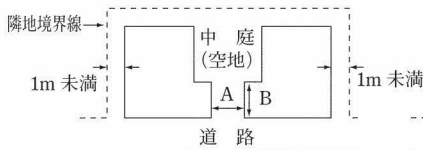
- (ア) 屋上部分の一面が幅1m以上の通路に面していること。
- (イ) 屋上の奥行は、0.6m以上であること。
- (ウ) 屋上等の構造は、足場の基準に適合すること。



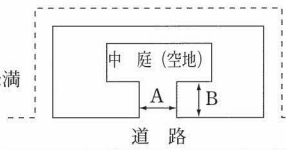
3.3 図16

ケ 建築物の中庭（通路部分の上に上階，屋根等が存する場合）

- (ア) A部分の通路の有効幅員及び高さは、2m以上であること。
- (イ) 通路の長さ（B部分）は、20m以下であること。
- (ウ) 必要開口面積の2分の1（大開口部1か所以上）を道路に面して確保されていること。
- (エ) 道路から通路への出入りに戸を設ける場合は3.4による。



3.3 図17



3.3 図18

コ アーケードに設けられた消火足場（両側形，前面形）

- (ア) アーケードの消火足場（アーケード上の通路）の有効幅員は、1m以

上であること。

- (イ) 消火足場は、アーケードの全長にわたって設けられていること。
- (ウ) 消火足場と開口部を有する建築物との間は、通路（構造は、足場の基準（3.2(1)注5）の例による。）で連絡されていること。

サ 公園

国又は地方公共団体等が管理する恒久的な公園で、幅1m以上の通路が確保されている部分

シ 傾斜地、河川敷

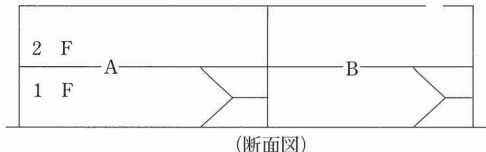
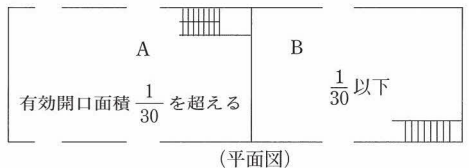
通常使用することを目的として造成された通路、階段状部分で、幅1m以上の通路が確保される部分

3.4 幅1m以上の通路に門扉等を設ける場合の取扱い

- (1) 幅1m以上の通路に設ける門扉は、次による。
 - ア 門扉の開放状態での有効幅員は、1m以上であること。
 - イ 内側で施錠される門扉は、地面から門扉の上端までの高さはおおむね2m以下で上方に1m以上の空間があること。
 - ウ 門扉の上端には、有刺鉄線等進入を妨げるものが設けられていないこと。
 - エ 内側から鍵を用いなくて開放できること。
- 注 警備員が昼夜常駐する守衛所、警備員詰所が設けられている場合は、上記イ、ウ、エによらないことができる。

3.5 無窓階と普通階部分が存する階の取扱い

- (1) 無窓階と普通階の割合、往来、区画



A：一の階において、有効な開口部の面積が30分の1を超える部分の合計

B：一の階において、有効な開口部の面積が30分の1以下の部分の合計

3.5 図1

① I 第3 無窓階・普通階の判定基準

ア 仕切り壁に往来できる開口部がなく、B部分の床面積がA+Bの床面積の50%以上の場合は、A、B全体を無窓階とする。

注 1階の全ての区画の床面積が60㎡程度以下に区画されている場合の1階は、「往来できる」として扱う。

イ 同上50%未満の場合は、B部分のみを無窓階とする。

注 A+Bが普通階として消防用設備等を設置しなければならない場合は、当然にそれらの規定が優先して適用される。

ウ A、B間を往来できる開口部がある場合で、A+Bの開口部面積がA+Bの床面積の30分の1を超えるものは、A、B全体が普通階となる。(開口部はA、Bに平均して設けること。)

エ A、B間の仕切り壁が、令8区画に適合する場合は、A、Bそれぞれの区画ごとに判定する。

例 (4)項、木造、屋内消火栓設備の要否について

(ア) A+Bが700㎡で屋内消火栓設備の設置を要する。この場合の消火栓ボックスは、A及びB部分にそれぞれ設置する。

A (普通階) 400㎡	B (無窓階) 300㎡
--------------------	--------------------

往来できる開口部のない仕切

3.5 図2

(イ) A+Bは700㎡未満で屋内消火栓設備は不要であるが、B部分は無窓階で150㎡以上であるから、B部分に屋内消火栓設備の設置を要する。なお、条例41①の規定により棟全体に設置を要する。

A (普通階) 350㎡	B (無窓階) 300㎡
--------------------	--------------------

往来できる開口部のない仕切

3.5 図3

(2) 増築の場合

ア 既存の無窓階に増築したことにより、有効開口部の面積の合計が30分の1を超える階となった場合は普通階となる。

- イ 有効開口部は、既存部分と増築部分に平均していること。
- ウ 既存部分と増築部分の往来できる有効幅員は、おおむね1 m以上であること。



3.5 図4

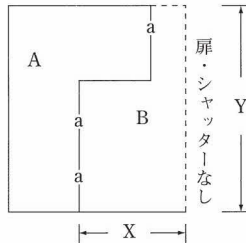
3.6 下屋がある場合の開口部の取扱い

ア 下屋の一面が開放

A部分についての有効開口部面積算定対象となる部分の開口部はaの開口部となる。

したがって $A \times \frac{1}{30} \geq 3a$ の場合は、A部分が無窓階となる。

- (ア) B部分（下屋）の開放部分の一面が幅1 m以上の通路等に面していること。
- (イ) aに至る通路は、幅1 m以上確保されていること。
- (ウ) $X \leq 1.5Y$ であること。

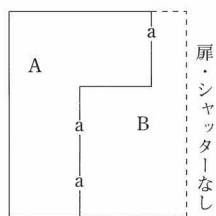


3.6 図1

イ 下屋の両側面が開放

- (ア) B部分（下屋）の開放部分の一面が幅1 m以上の通路等に面していること。
- (イ) aに至る通路は、幅1 m以上確保されていること。

① I 第3 無窓階・普通階の判定基準

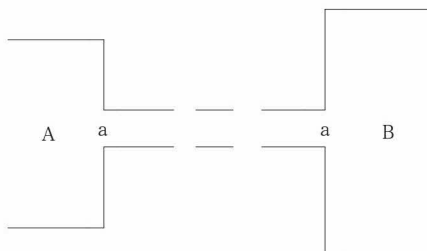


3.6 図2

3.7 渡り廊下部分の開口部の取扱い

A, Bが同一棟又は別棟（2.1に適合）のいずれの場合も a の開口部を有効開口部の対象とする。この場合、渡り廊下の幅員が1 m以上あることによって、幅1 m以上の通路に面しているものとみなす。

注 AとBが同一棟である場合にも原則として、A, Bの部分ごとに無窓階の判定をする。



3.7 図1

3.8 有効開口部に面する室内の管理

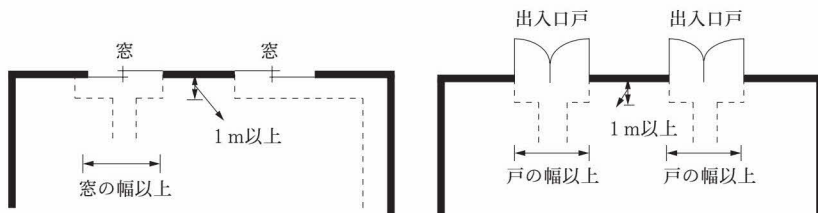
(1) 室内の有効開口部に面する部分には、幅1 m以上の通路を確保していること。

ア 有効開口部に面して設ける通路は、室内の各部分に通ずる通路に接続していること。

イ 出入口戸の場合で、条例で室内の通路幅が規制されているものは、その幅以上の通路に接続していること。

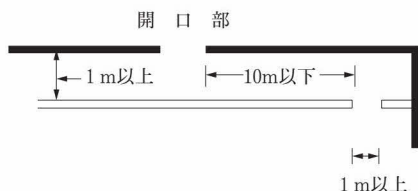
ウ 有効開口部に面する部分には、避難上又は消火活動上支障となる物品等を置かないこと。

① I 第3 無窓階・普通階の判定基準



3.8 図1

(2) 有効開口部に面して棚等を設ける場合は、3.8 図2 の例によること。



3.8 図2

3.9 有効開口部に面する屋外の管理

(1) 幅1 m以上の通路内には、塀（控壁の部分も含む。）、空調機器その他の工作物を設けないこと。

ただし、避難上又は消火活動上支障とならない植栽等はこの限りでない。

(2) 幅1 m以上の通路内には、避難上及び消火活動上障害となる商品等を堆積して置かないこと。

(3) 開口部には、公告物等避難上及び消火活動上障害となる物を設けないこと。

3.10 電気錠等を設置する防火対象物の非常解錠装置等について

指導（H22.1750）

避難施設（条例第52条の「避難施設」をいう。）の戸に電気錠（ホテル錠、オートロックを含む。）を設ける場合は、火災等に備え関係法令によるほか次により指導するものとする。

(1) 共同住宅のエントランスホール出入口には消防隊用非常解錠装置を設置し、消防章を貼付すること。

(2) (1)以外の場所及びその他の防火対象物に設けるものは原則として、自動火災報知設備の作動と連動して解錠できること（通電時旋錠型とし、自動火災報知設備に支障を及ぼさないものである。）。ただし、以下の例によるほか、有効に解錠できるものを除く。

① I 第3 無窓階・普通階の判定基準

ア 消防機関が有効に解錠できると判定した破壊箇所及びその旨を表示する標識を設けたもの。(例：「即時通報等に係る消防活動に必要な標識」昭和63年5月17日付け消警警第12号における「破壊箇所の標識」をいう。)

イ 防災センター又は守衛室等に警備員等が常駐するもので、電気錠を解錠することができるもの。

ウ 水圧開放装置を設置したもの。

(3) 停電時は手動で開放できること。(蓄電池等非常又は予備電源を附置し施錠を保持する場合は、当該電源等を用いて有効に解錠でき、かつ、電力消費後は手動で開放できること。)

(4) 一時解錠後は、戸が連続開放又は開放状態が保持できること。

(5) その他

ア 上記(1)から(4)までに適合しないものについては従前のおりとする。

① I 第3 無窓階・普通階の判定基準

(2) 普通階・無窓階算定書記載要領（S56.130）

ア 規則5条の3の規定に適合する開口部すべてを計上してください。規則5条の3の規定に適合する開口部とは、次の各号のすべてに適合する開口部をいいます。

(ア) 有効開口部

① 実際に開口できる部分

直径50cm以上の円が内接することができる開口部、幅45cm以上高さ1m以上の開口部又は幅40cm以上高さ65cm以上の開口部（避難階又はバルコニー等の足場がある場合に限る。）であること。

② はめごろし窓（F I X）及び引違い窓で、厚さ6mm以下の普通ガラス

避難階又はバルコニー等の足場がある場合で、直径50cm以上の円が内接することができる開口部、幅40cm以上高さ65cm以上の開口部又は幅45cm以上高さ1m以上の開口部であること。

注 引違い窓の場合は窓枠ごとに計上すること。

(イ) 床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内であること。

(ウ) 開口部は、道又は道に通じる幅員1m以上の通路等に面したものであること。（11階以上の階は除く。）

(エ) 開口部は、格子その他内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるものであること。

(オ) 開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されているものであること。

イ 仕切壁等のため相互に往来できない場合は、各々ごとに算定してください。

ウ 幅及び高さは現に開放される部分（はめごろし窓、引違い窓の非開放部分についてはガラスの部分。）の数値を記入してください。

エ 数値は、その都度小数点第3位以下を切り捨ててください。

オ 直径1m以上の円が内接することができる開口部又は幅75cm以上高さ1.2m以上の開口部については、その建具記号を○で囲んでください。

カ 「床からの高さ」欄には、床面から開口部下端までの高さを記入してください。

キ 「開口部種別」欄には、ガラス種別及び「引違い窓」・「たて軸回転窓」・

① I 第3 無窓階・普通階の判定基準

「水圧開放装置付」等の種別を記入してください。

ク *欄には、記入しないでください。

ケ 算定書は、消防用設備等設置計画書又は防火対象物使用開始届出書の一葉目に綴じてください。

また、算定書の次に配置図、キープラン及び建具表をとじて、有効と算定した開口部を朱色で示してください。